

被災者住宅再建支援釜石市産木材活用住宅推進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による被災者の住宅再建支援と釜石市産材の活用を推進するため、被災者が住宅再建に要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号)、釜石市補助金交付要領(平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「要領」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新築工事等 市内に戸建住宅を建設又は購入することをいう。

(2) 釜石市産木材 次に掲げるいずれかに該当する木材をいう。

ア 岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度により、釜石市産木材として証明されたもの

イ その他市長が認めるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者又は居住を予定している者で半壊若しくは全壊の罹災証明書を有するもの

(2) 自ら居住することを目的とし、10 立方メートル以上の釜石市産木材を使用した新築工事等を行ったもの

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの

(補助対象経費及び補助金額)

第 4 条 補助事業の区分、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、交付する補助額は、釜石市産木材使用量の補助金額及び岩手県産木材使用量(釜石市産木材の使用量も含めた量。以下同じ。)の補助金額を合わせた額とする。

区 分		交付対象経費	補助金額
釜石市産木材使用量	10 立方メートル以上 20 立方メートル未満	新築工事等に要する経費	50 万円
	20 立方メートル以上 30 立方メートル未満		75 万円
	30 立方メートル以上		100 万円
岩手県産木材使用量	10 立方メートル以上 20 立方メートル未満		20 万円
	20 立方メートル以上 30 立方メートル未満		30 万円
	30 立方メートル以上		40 万円

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、毎年度3月15日とする。

2 要領第3条第5号に定める書類は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 被災者住宅再建支援釜石市産木材活用住宅推進事業補助金内訳表(様式第1号)
- (2) 被災者住宅再建支援釜石市産木材使用概要書(様式第2号)
- (3) 罹災証明書
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し及び建築確認申請書(各階平面図含む。)の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(届出事項)

第6条 補助申請者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月25日とする。

2 要領第10条第5号に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(建築の場合のみ)
- (2) 岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度において釜石市産木材であることを証する書類
- (3) 完成写真(全景)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年8月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

被災者住宅再建支援釜石市産木材活用住宅推進事業補助金内訳表

申請者氏名			
住宅の所在地			
工事期間	着工	平成	年 月 日
	完了	平成	年 月 日

内訳表

補助内容 () 内は補助上限額（定額：千円）		申請額(千円)
岩手県産木材 使用量	①10 m ³ 以上 20 m ³ 未満使用 (200)	
	②20 m ³ 以上 20 m ³ 未満使用 (300)	
	③30 m ³ 以上 (400)	
上記のうち 釜石市産木材 使用量	①10 m ³ 以上 20 m ³ 未満使用 (500)	
	②20 m ³ 以上 20 m ³ 未満使用 (750)	
	③30 m ³ 以上 (1,000)	
申請額計		

被災者住宅再建支援釜石市産木材使用概要書

申請者氏名						
部位名		材種	木材使用量 m ³	岩手県産 木材 m ³	うち釜石市産 木材 m ³	備考
軸組類	柱					
	梁					
	桁類 (敷桁・軒桁等)					
	胴差し・胴つなぎ					
	筋交い・貫					
	間柱・窓まぐさ・窓台等					
	その他 ()					
床組類						
小屋組類						
その他						
合計			m ³	m ³	m ³	